

「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」(案) 骨子

1 条例制定の背景

- 全ての国民には、基本的人権の享有が「日本国憲法」により保障されていますが、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権擁護のための教育及び啓発に関する施策が推進されてきました。
- 本県においては、平成9年に議員提案により「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」を制定し、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な社会の実現を目指して取り組んできたところです。
- また、国では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、本県でも平成27年に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が制定されたところです。
- 他方、部落差別については、その役目を終えたとして「同和対策事業特別措置法」が平成14年に廃止された後は、一般施策の中で解消が図られることとなっていました。しかし、現在もなお差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとして、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。
- 県内においては、今もなお部落差別事案が発生しており、差別の解消に向け、教育や啓発を計画的に進めていくためにも、部落解放運動に積極的に取り組んできた奈良県において、先駆的に条例を制定しようとするものです。

2 条例の骨子

①目的	○ 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展並びに人口の減少及び少子高齢化による地域コミュニティの希薄化に伴う部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。
-----	--

②基本理念	○ 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。
③県の責務	○ 基本理念にのっとり、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。
④計画の策定	○ 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画を策定する。 ○ 計画は、「部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針」や「部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策」について定めるものとする。 ○ 計画の策定又は変更に当たっては、奈良県人権施策協議会の意見を聴かななければならない。
⑤調査の実施	○ 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行う。
⑥相談体制の充実	○ 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
⑦教育及び啓発	○ 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
⑧推進体制の充実	○ 県は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び市町村と連携し、推進体制の充実に努めるものとする。